

令和4年第6回臨時会

# 松崎町議会会議録

令和4年11月28日開会

令和4年11月28日閉会

松崎町議会



令和4年第6回

松崎町議会臨時会会議録目次

◎第1号（11月28日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
事務局職員出席者	1
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名について	2
会期の決定について	2
議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
閉会の宣告	7
署名議員	8



令和4年第6回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年11月28日（月曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解）
- 第 4 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

---

出席議員（8名）

1番	田中道源君	2番	鈴木茂孝君
3番	小林克己君	5番	深澤守君
6番	武田勝彦君	7番	高柳孝博君
8番	土屋清武君	9番	渡辺文彦君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
総務課長 兼防災監	齋藤聡君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大場千徳	書記	渡辺慶介
--------	------	----	------

---

◎開会及び開議の宣言

○議長（渡辺文彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年松崎町議会第6回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより議場内で上着をとることを許します。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において6番、武田勝彦君、7番、高柳孝博君、補欠、8番、土屋清武君を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（渡辺文彦君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

---

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第3、議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長（渡辺文彦君） 以上で説明を終わります。

質疑に入ります前に、総務課長に確認したいと思いますけども。今の説明で、事故の時間が午前9時30分と議案書には書かれてるんですけど、説明では19分とおっしゃられたんですけど、時間の方はどちらが正確なんでしょうか。

○総務課長（齋藤聡君） 多分、お手元の方は事故の発生状況の速報が9時半ということになってると思います。

こちらの方示談書を確認をさせていただいた段階ですと、9時19分ということになっております。

○議長（渡辺文彦君） 事故の発生時刻は、今総務課長の説明した通りであります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 今の説明では、この金額については保険で支払われるということでしたけど、前に聞いたときは共済で掛けてあるからって話があったような気がしますけれど、そのあたりは、具体的にどのような、普段掛け金をされた、例えば一般の車両でありますと、自分で車1台当たり保険掛けてるわけですけど、共済っていうのはどのような。大きい企業ですと、全体として支払い能力があるということで、共済会のプールしてあってそこから払えるというようなことがあるようなこと聞きますけど、ここの場合どのようにされるかと。

○総務課長（齋藤聡君） 前回の説明ですと共済ということでご説明させていただきましたけど、共済の保険の方になります。

○7番（高柳孝博君） 共済っていうのは、全体でかかっているのか、車両1台1台にかけてるのかなのか。

○総務課長（齋藤聡君） 全体ということになります。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

○7番（高柳孝博君） ちなみに共済金っていうのは、この松崎町の場合、いくらぐらいになるかわかりますでしょうか。

○総務課長（齋藤聡君） 申し訳ございませんがちょっと手元に資料がないものですから。

○議長（渡辺文彦君） この件に関しては後で提出していただきますか。

そういうことで、後でまた資料提供お願いいたします。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

よろしいですかね。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

（午前9時10分）

---

#### ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第4、議案第87号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第87号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

(総務課長 齋藤聡君 提案理由説明)

○議長 (渡辺文彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番 (小林克己君) ちょっとわかんなかったもので説明をお願いしたいんですけども。

議案第87号資料の(2)の給与改定の平均改定率のところ、4級、5級の0.0%。6級以上は改定なし、これは、0.0%かとか、この改定なしはこれ同じじゃないってことで、この辺の説明をちょっとお願いしたいです。

○総務課長 (齋藤聡君) 4級と5級、号給の低い方については改定があるんですけど、平均しますと0.0以下になってしまうものですから、そのために0.0という形で表示をさせていただいてもらっております。

ただし、6級の課長職につきましては、改定がないものですから、その改定なしというような表記になっております。

○議長 (渡辺文彦君) 他に質疑ございますか。

○7番 (高柳孝博君) 今の関連するかどうかわかんないんですけど、資料の方の条例の1条のところ、最初のところでは、第15条の7の2項第1号中の100分の95を100分の105ってなってるんですけど、2条の方は、次の最後のページのところで、表の最後のところで、第15条7項2項第1号中100分の105になってるんですが、これの違いをちょっと教えていただきたいと思います。

あと2つお願いしたいんですけど。もう1つは、会計年度任用職員の影響ってのは何かあるのかなんですけれど。

それと、これの財源的にはどうなっていくのか。当初予算の給与というのは、このパーセンテージだけで計算して出すようなものなのか。その3つお願いします。

○総務課長 (齋藤聡君) まず1点目の1条と2条の関係になります。まず1条の方ですが、1条の方は来年の4月1日からの関係になります。2条の方になりますけど、こちらは資料の方ちょっと見ていただくとわかるかなと思うんですが、今回、令和4年度の12月に支給される分につきましては、0.95ヶ月を1.05ヶ月するというようなことになっておりますので、こちらの方の関係が2条の規定になっております。

それと会計年度任用職員の関係ですが、会計年度任用職員もこちらの表に基づいて給与の方が支給されますので、こちらの方に該当して参ります。で、来年度の給与につきましても、

改めたこちらの表の方を使わせていただくような形で予算の方を算出して参ります。

○7番（高柳孝博君） 今の説明でいきますと、第2条の最後の方は、要は下がるってことですねそうすると。

100分の105が100分の100になるということは下がるというふうに見ていいんでしょうか。

○総務課長（齋藤聡君） 今年度の分については、0.1ヶ月分上がるような形になるわけですが、それを12月の分にまとめて増加するような形であります。来年の6月と12月につきましては、0.1ヶ月分をそれぞれ6月、12月に0.05ヶ月分ずつに分けますので、トータルとしまして年0.1ヶ月分、今年度も来年度以降も続くという形になって参ります。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

○7番（高柳孝博君） すいません。わかりやすく、財源の方の話もう一度ちょっとお願いします。

もう一度聞きます。

これで、当初予算から見ると、給与的には、給与費用っていうのは支出が増えると思えますよね。

その辺りの影響はどのくらいあるのか。また、あるいはそれはあんまり当初予算、どこかの財源として、持ってくるかということでございます。

○総務課長（齋藤聡君） 今回のまず給与の方の関係ですが、影響につきましては、4月から12月、9ヶ月分になりますけど、およそ120万円くらい金額としてアップになります。

それから、ボーナスの方の関係ですが、こちらは280万円あまりになります。財源は通常の一般財源の方から支払うような形になりますけど。

○議長（渡辺文彦君） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(午前9時25分)

---

◎閉会の宣告

○議長（渡辺文彦君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年松崎町議会第6回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前9時26分)



以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員